

山梨県公報

第二千六百二十六号

平成二十八年

八月四日

木曜日

目次

告示

- やまなし企業子宝率調査の実施……………七二三
- 道路の区域変更(三件)……………七二三
- 道路の供用開始(二件)……………七二四
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………七二四
- 収入証紙売りさばき人の指定……………七二六
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………七二六
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出……………七二七
- 土地改良区役員の退任及び就任……………七二九
- 開発行為に関する工事の完了について……………七二〇
- 公安委員会
- 技能検定員等審査の実施……………七二二
- その他
- あっせん員候補者の告示……………七二二
- 土地収用法施行令に基づく公示による通知(二件)……………七二三

告示

山梨県告示第二百六十三号

やまなし企業子宝率調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十八年山梨県条例第五十号)第三条第二項の規定により、告示する。

平成二十八年八月四日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 調査の名称 やまなし企業子宝率調査
- 二 調査の目的 子育てしながら働きやすい職場づくりを進める企業について、企業子宝率を用いて調査を行い、企業子宝率が高く、その取組が他のモデルとなる企業につ

いて広く周知することにより、県内企業の子育て支援等の促進を図ることを目的とする。

三 報告を求める事項

- 1 従業員の年齢並びにその子供の数及び年齢
- 2 子育てしやすい職場づくりに向けた取組内容
- 四 基準となる期日 平成二十八年七月三十一日を調査基準日とする。
- 五 報告を求める者

1 調査地域 山梨県全域

2 調査対象 県内の十人以上の常用労働者を雇用する企業の中から無作為に抽出した約千社

六 報告を求めるために用いる方法 自計式調査とし、調査票の配付は郵送により行い、回収は郵送、電子メール又はファックスにより行う。

七 報告を求める期間 平成二十八年八月十九日から同年九月三十日までを調査期間とする。

山梨県告示第二百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年八月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月四日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
山梨市三富川浦字廣瀬一八二六番二地先から山梨市三富川浦字峠沢一八二三番四一地先まで	旧	一三・六	七八・六	一六四・九	
	新	一三・六	七八・六		

山梨県告示第二百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所

所において、この告示の日から平成二十八年八月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鷲宿上曾根線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市境川町寺尾字中原二六九九番地先から 笛吹市境川町寺尾字中原二六九六番一地先 まで	一〇・二 二四・三	九・九 一五・七		七二・〇

山梨県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年八月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲州市塩山上萩原字上萩原山四七八三番一 地先から 甲州市塩山上萩原字上萩原山四七八三番一 地先まで	一三・四 一九・八	八・三 一一・八		三四・五

山梨県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十八年八月二十五日まで一般の縦覧に

供する。

平成二十八年八月四日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	身延線	南巨摩郡身延町梅平字龍ヶ鼻三 九八三番一 南巨摩郡身延町梅平字亥の新田 二四九二番七地先まで	二一・四	平成二十八年八月四日

山梨県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年八月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月四日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	都留イニター線	都留市つる一丁目七五七番三地 先から 都留市つる一丁目七五七番一地 先まで	八・〇	平成二十八年八月四日

山梨県告示第百六十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月四日

山梨県知事 後 藤 齋

イ 次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から二十九号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十九号と一号の標柱を結んだ

急傾斜地崩壊危険区域

線に囲まれた区域

中村	一	大月市	賑岡町	奥山	中村	三九三番一
	二	同	同	同	同	同
	三	同	同	同	同	同
	四	同	同	同	同	同
	五	同	同	同	同	同
	六	同	同	同	同	同
	七	同	同	同	同	同
	八	同	同	同	同	同
	九	同	同	同	同	同
	十	同	同	同	同	同
	十一	同	同	同	同	三九四番一五
	十二	同	同	同	同	同
	十三	同	同	同	同	同
	十四	同	同	同	同	同
	十五	同	同	同	同	同
	十六	同	同	同	同	同
	十七	同	同	同	同	同
	十八	同	同	同	同	同
	十九	同	同	同	同	同
	二十	同	同	同	同	三九三番四
	二十一	同	同	同	同	同
	二十二	同	同	同	同	三九四番一〇
	二十三	同	同	同	同	同
	二十四	同	同	同	同	三九二番二
	二十五	同	同	同	同	三九二番三
	二十六	同	同	同	同	同
	二十七	同	同	同	同	三九三番一
	二十八	同	同	同	同	同
	二十九	同	同	同	同	同

<p>二 次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号四十四号から四十九号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号四十九号と四十四号の標柱を結んだ線に囲まれた区域</p>	四十三	同	同	同	同	三九一番六
	四十二	同	同	同	同	同
	四十一	同	同	同	同	同
	四十	同	同	同	同	道路敷 三九一番七
	三十九	同	同	同	同	道路敷 三九一番六地先
	三十八	同	同	同	同	道路敷 三九一番一
三十七	同	同	同	同	三九一番一	
<p>ハ 次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号三十七号から四十三号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号四十三号と三十七号の標柱を結んだ線に囲まれた区域</p>	三十六	同	同	同	同	同
	三十五	同	同	同	同	同
	三十四	同	同	同	同	四〇一番一
	三十三	同	同	同	同	同
	三十二	同	同	同	同	同
	三十一	同	同	同	同	三九三番五
三十	同	同	同	同	同	
標柱番号	郡	市	町村	大字	字	地番
三十七	大月市	賑岡町	奥山	中村		
三十八	同	同	同	同		
三十九	同	同	同	同		
四十	同	同	同	同		
四十一	同	同	同	同		
四十二	同	同	同	同		
四十三	同	同	同	同		
標柱番号	郡	市	町村	大字	字	地番
三十六	同	同	同	同		
三十五	同	同	同	同		
三十四	同	同	同	同		
三十三	同	同	同	同		
三十二	同	同	同	同		
三十一	同	同	同	同		
三十	同	同	同	同		

ロ 次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号三十号から三十六号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号三十六号と三十号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 南アルプスビッグステージ
 - (二) 所在地 山梨県南アルプス市在家塚五百六十五番地
- 2 変更した事項
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之	茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏	静岡県静岡市伝馬町八番地六
株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 柳井正	山口県山口市大字佐山七百十七番地一

株式会社ケーズホールディングス
代表取締役 遠藤裕之
茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

- 3 変更の年月日 平成二十八年六月三十日
- 三 届出年月日 平成二十八年六月三十日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年十二月五日まで縦覧に供する。

平成二十八年八月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名	住所
株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之	茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 南アルプスビッグステージ
 - (二) 所在地 山梨県南アルプス市在家塚五百六十五番地
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
------	-----	-----

大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一万三千八十平方メートル	一万五千五百六平方メートル
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 千三十二台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 七百台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 二百十四台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百七十五台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 三百六十八平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 六百七平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 八十・一六立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 百・四一立方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 マックスバリュ東海株式会社 イ 開店時刻 午前七時 ロ 閉店時刻 翌午前零時 二 前号に掲げる者以外の者 イ 開店時刻 午前九時 ロ 閉店時刻 午後十時	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 マックスバリュ東海株式会社 イ 開店時刻 午前七時 ロ 閉店時刻 翌午前零時 二 株式会社ケーズホールディングス イ 開店時刻 午前九時 ロ 閉店時刻 午後九時 三 前二号に掲げる者以外の者 イ 開店時刻 午前九時 ロ 閉店時刻 午後十時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 駐車場①及び② イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができる時間帯 午前八時四十五分から午後十時十五分まで 二 駐車場③ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができる時間帯 二十四時間 三 駐車場④ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前零時十五分まで	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 駐車場① イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができる時間帯 午前八時四十五分から午後十時十五分まで 二 駐車場② イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時まで 三 駐車場③ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前零時十五分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 六箇所 位置 届出の図面のとおり	数 五箇所 位置 届出の図面のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 荷さばき施設①及び② イ 位置 届出の図面のとおり	次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 荷さばき施設①及び② イ 位置 届出の図面のとおり

<ul style="list-style-type: none"> ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後六時まで 二 荷さばき施設③ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで 三 荷さばき施設④及び⑥ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前九時から午後五時まで 四 荷さばき施設⑤ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前九時から午後一時まで 	<ul style="list-style-type: none"> ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後六時まで 二 荷さばき施設③ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで 三 荷さばき施設④及び⑥ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前九時から午後五時まで 四 荷さばき施設⑤ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前九時から午後一時まで 五 荷さばき施設⑦及び⑧ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前八時から午後十時まで
--	---

3 変更する年月日 平成二十九年三月一日(ただし、来客が駐車場を利用することができる時間帯については、平成二十八年七月一日)

三 届出年月日 平成二十八年六月三十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、円野土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成二十八年八月四日

一 退任 山梨県知事 後 藤 齋

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	小室裕邦	斐崎市円野町上円井千七百七十五番地	平成二十八年七月二十三日
	内藤時雄	斐崎市円野町上円井二千二十七番地二	同
	内藤良定	斐崎市円野町上円井千二百十二番地	同
	伊藤政照	斐崎市円野町上円井二千二十九番地	同
	内藤光一	斐崎市円野町下円井千九百七十七番地	同
	細田和徳	斐崎市円野町下円井五百六十四番地一	同
	山本忠治	斐崎市円野町下円井二千二百三十六番地	同
	山本一明	斐崎市円野町下円井二千二百三十二番地	同
	高左右保美	斐崎市円野町入戸野七百九十	同

二 就任

同	同	同	同	同	同
横森亨	細田象一	山本義武	黒井浩彦	深澤盛光	三番地
七番地二	三十五番地	十三番地	四十一番地	九番地一	
同	同	同	同	同	

同	同	同	同	理事	役職名
内藤光一	伊藤政照	内藤良定	内藤時雄	小室裕邦	氏名
同	同	同	同	同	住所
同	同	同	同	平成二十八年七月二十四日	就任年月日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
伊藤保昭	細田象一	山本義武	加賀爪英一郎	深澤盛光	高左右保美	山本一明	山本忠治	細田和徳	同	番地
番地一	三十五番地	十三番地	十一番地二	九番地一	三番地	三十二番地	三十六番地	四番地一	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
 に関する工事は、完了した。

平成二十八年八月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字南中原二百八十六の十六、二百八十六の十七及び二百八十六の十八の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡山中湖村山中二百八十六番地十七 株式会社サカモトクリエイト 代表取締役 坂本健壽

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十八年八月四日

山梨県公安委員会
委員長 赤 岡 利 行

- 一 審査の種類
- 1 技能検定員審査
- 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。）及び大型自動車第二種免許等（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。）に係る各技能検定員審査
- 2 教習指導員審査
- 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査
- 二 審査日時及び場所
- 1 審査日時
- 平成二十八年九月六日（火）、九月八日（木）及び九月九日（金）の午前九時から午後五時まで
- 2 審査場所
- 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター
- 三 受付期間及び場所
- 1 期間

平成二十八年八月十五日（月）から平成二十八年八月二十二日（月）まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

- 1 技能検定員審査
- 技能検定に関する技能及び知識
- 2 教習指導員審査
- 教習に関する技能及び知識
- 五 審査手数料

- 1 技能検定員審査
- (一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 二万三千四百五十円
- (二) 普通自動車免許 一万九千六百五十円
- (三) 特定第一種運転免許 一万四千五百円
- (四) 大型自動車第二種免許等 二万七千七百円
- 2 教習指導員審査
- (一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 一万四千九百五十円
- (二) 普通自動車免許 一万千八百円
- (三) 特定第一種運転免許 九千四百円
- (四) 大型自動車第二種免許等 一万二千七百五十円
- なお、山梨県収入証紙により納付すること。
- 六 その他

- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。
- 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
 なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

その他

山梨県労働委員会告示第二号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。
 平成二十八年八月四日

山梨県労働委員会
 会長 田中正志

氏名	経歴	委嘱年月日
田中正志	弁護士 第三十七期山梨県労働委員会公益委員 第三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会会長代理 第四十一期山梨県労働委員会会長	平成十九年七月五日
小野正毅	弁護士 第四十一期山梨県労働委員会会長代理	平成二十七年七月二日
加藤里美	特定社会保険労務士 第三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会公益委員	平成十七年七月十一日
勝俣高明	公認会計士 第三十八・三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会公益委員	平成二十一年七月二十二日

齋藤 雅代	山梨学院大学准教授 第四十一期山梨県労働委員会公益委員	平成二十七年七月二日
中澤 晴親	連合山梨会長 第三十七・三十八・三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
窪田 清	東京電力労働組合山梨地区本部執行委員長 第三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十三年七月一日
齊藤 伊人	TDK労働組合甲府支部支部長 第四十・四十一期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十五年七月二日
永井 幸子	UAゼンセン山梨県支部支部長 第四十・四十一期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十五年七月二日
萩原 雄二	連合山梨事務局局長 第三十七・三十八・三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
小池 基次	山梨県経営者協会専務理事 第三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
小林 隆二	山梨県経営者協会参与 第三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
田中 好輔	甲斐日産自動車株式会社代表取締役会長 第三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
細田 幸次	都留信用組合理事長 第四十一期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十七年七月二日

田中 一利	有限会社ファイブスリー清掃顧問 第四 十一期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十八年七月二十七日
小林 明	山梨県労働委員会事務局長	平成二十八年四月二十七日
小林 善太	山梨県労働委員会事務局次長	平成二十七年四月二十二日
入倉 俊郎	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平成二十八年四月二十七日

● 土地収用法施行令に基づく公示による通知

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知すべき書類は、山梨県収用委員会事務局（山梨県庁県土整備部県土整備総務課内）に保管してあるので、通知を受けるべき者にいつでも交付する。当該者が当該書類の交付を受けないときは、平成二十八年八月二十四日の終了をもってその書類の通知があったものとみなされる。

平成二十八年八月四日

山梨県収用委員会

会 長 深 澤 一 郎

- 一 事件名 一般国道百四十号改築工事（西関東連絡道路・山梨県山梨市大字万力字寺之前地内から同市大字万力字相干場地内まで及び同市大字東字荒神山地内から同市大字東字下河原地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事
- 二 通知書の名称 土地収用法に基づく審理の開催について（通知）
- 三 通知を受けるべき者 別表のとおり
- 四 公示による通知に係る土地の所在及び地番 山梨県山梨市東字下河原六十八番
- 五 公示による通知に係る揭示の事実
 - 1 揭示されている場所 山梨県庁東側揭示板
 - 2 揭示を始めた日 平成二十八年八月四日

別表

番号	氏 名	住 所
1	窪田富泰	不明
2	高木富禧子	不明
3	野沢穰又はその相続人	不明
4	野沢くの	不明
5	野沢戸左エ門	不明
6	樋口金平	不明
7	不明（前嶋廣作の長女）	不明
8	須田絹子又はその相続人	不明

● 土地収用法施行令に基づく公示による通知

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知すべき書類は、山梨県収用委員会事務局（山梨県庁県土整備部県土整備総務課内）に保管してあるので、通知を受けるべき者にいつでも交付する。当該者が当該書類の交付を受けないときは、平成二十八年八月二十四日の終了をもってその書類の通知があったものとみなされる。

平成二十八年八月四日

山梨県収用委員会

会長 深澤一郎

- 一 事件名 一般国道百四十号改築工事（西関東連絡道路・山梨県山梨市大字万力字寺之前地内から同市大字万力字相干場地内まで及び同市大字東字荒神山内から同市大字東字下河原地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事
- 二 通知書の名称 土地収用法に基づく審理の開催について（通知）
- 三 通知を受けるべき者 別表のとおり
- 四 公示による通知に係る土地の所在及び地番 山梨県山梨市東字下河原八十一番
- 五 公示による通知に係る掲示の事実
 - 1 掲示されている場所 山梨県庁東側掲示板
 - 2 掲示を始めた日 平成二十八年八月四日

別表

番号	氏名	住所
1	牧野是	不明
2	不明（窪田伊兵衛の四男）	不明
3	野沢健助	不明
4	不明（亡）山本徹の相続財産（ただし、相続財産管理人不明）	不明
5	不明（亡）野沢勝利の相続財産（ただし、相続財産管理人不明）	不明
6	楠まぎの	不明
7	若宮て津	不明
8	若宮登久治	不明
9	若宮政利	不明
10	不明（吉住吉太郎の長男）	不明
11	磯村ロバート	不明
12	不明（末高岩次郎の長女）	不明
13	不明（末高岩次郎の次男）	不明
14	不明（末高岩次郎の参女）	不明
15	荻田政之助	不明
16	不明（荻田 岩の長男）	不明
17	荻田朝雄又はその相続人	不明